

令和3年3月15日付【水道産業新聞】
 東北支部 宮城県＜水コン協と災害支援協定＞
 上下水道施設一括で

水コン協と災害支援協定

宮城県

上下水道施設一括で

宮城県と県企業局は、全国上下水道コンサルタント協会東北支部と「災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定」調印式



協定書を手にする（左から）遠藤副知事、高橋支部長、櫻井管理者

する協定」を締結した。県内の工業用水施設を含む上下水道の各施設が地震や豪雨などの災害や大規模な事故により被災した場合などに、被災状況調査などの技術支援を迅速に受け、施設を早期復旧することを目的としている。県内市町村と企業団、県企業局が所管する上下水道施設を支援対象とした一括協定は全国で初だという。

このほど、宮城県庁で調印式を開催、遠藤信哉・宮城県副知事、櫻井雅之・宮城県公営企業管理者、高橋郁・全国上下水道コンサルタン

ト協会東北支部長（三協技術代表取締役）が協定書に調印した。

遠藤副知事は「協定に基づき連携体制を構築することで、上下水道施設が被災した際に、被害の拡大防止と早期復旧に向けて高度な技術的支援を迅速に担っていただくことが可能となる」、櫻井管理者は「今後も協会、県内市町村、企業団との連携をさらに強固なものとしながら、安全・安心な水の安定供給と確実な水処理に向けて取り組んでいく」、高橋支部長が「災害時には円滑な対応ができるよう、さらなる支援体制の強化や技術力の向上に努めていく」と語った。

支援業務の内容は、▽被災状況の調査▽応急復旧対策に関する調査・測量・設計▽災害査定資料の作成▽その他特に必要な支援業務。市町村などは、災害時などに支援業務が必要と判断した場合は、同協会への支援の要請を県（水道は環境生活部食と暮らしの安全推進課、下水道は土木部都市計画課）に依頼、県企業局は同協会へ直接依頼する。県と県企業局、同協会、県内市町村などは必要に応じて情報伝達訓練などの合同訓練を実施することとしている。

県企業局と同協会は、平成29年度に「災害時等における水道施設等緊急復旧業務に関する協定」を締結しており、今回、支援対象を県内の市町村と企業団にも拡充した。なお、仙台市は同協会と個別に協定を締結しているため除いている。